

## 端野まちづくりパワー支援補助金取扱要領

この要領は、端野自治区においてまちづくりパワー支援補助金を交付する場合の事務取扱について、まちづくりパワー支援補助金交付要綱（平成 26 年内規第 23 号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 1 事務局

補助金の事務を行う事務局を端野総合支所総務課に置く。

### 2 応募者

応募者は、代表者の住所及び事務所が端野自治区内にあることを要件とする。

### 3 補助事業を行う場所

補助事業を行う主たる場所は、端野自治区内とする。

### 4 補助金額の上限

補助金の額は、補助期間 1 年目から 3 年目までの事業においては補助対象経費の 10 分の 9、4 年目においては 10 分の 7、5 年目においては 10 分の 5 の額を、それぞれ上限とする。

### 5 応募書類の確認

事務局は、応募者から要綱第 9 条に規定する書類の提出があったときは、次に掲げる要件について確認を行うものとする。

- (1) 補助事業者として認められるか。
- (2) 補助対象事業として認められるか。
- (3) 補助対象経費として認められるか。

### 6 審査方法

- (1) 応募された事業の審査は端野まちづくり協議会が行い、審査員には端野まちづくり協議会委員が就く。
- (2) 審査は公開審査によって行い、応募者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを行う。ただし、北見市自治区設置条例施行規則（平成 18 年規則第 19 号）第 3 条第 8 項の書面会議をもって協議会の会議に代える場合には、応募者からの提出書類を回付する方法により審査を行う。
- (3) 審査員は、審査評価シート（様式第 1 号）での採点によって評価を行う。
- (4) 審査員は、自己が構成員である応募団体の審査には参加することができない。

### 7 審査基準

審査員は、審査評価シートに記載の評価点数基準に基づいて、各評価項目の採点を行う。

## 8 採択事業の決定

- (1) 事務局は、審査員が採点した評価点数を集計し、応募事業ごとに平均点数を算出する。この場合において、平均点数の算出にはトリム平均による方式を用いるものとし、評価点のうち最高点及び最低点各 1 人分の評価点数を除いて平均点数を算出するものとする。
- (2) 評価点数及び平均点数の最高点は 15 点とする。
- (3) 平均点数（小数点第 3 位を四捨五入）が 5 点以上の応募事業を平均点数の高い方から順に採択候補事業とし、その他の事業は不採択とする。
- (4) 採択候補事業の補助金額の合計が予算額を超える場合は、評価の平均点数が高い方から順に予算の範囲内で実施可能である事業を採択し、その他の事業は不採択とする。

## 9 再募集への応募

当該年度における初回の審査で応募事業が不採択となった応募者（前項第 3 号の規定により不採択となった者に限る。）は、初回審査時と異なる事業に限り、再募集に対して応募することができる。

## 10 再配分による追加採択

第 8 項第 4 号の規定にかかわらず、予算の再配分により実施可能となった採択候補事業については、評価の平均点数が高い方から順に追加採択することができる。

## 附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

## 附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

# 審査評価シート

審査員氏名

評価項目	補助事業評価指標	各事業の評価点数				
① 社会的 公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定の個人や団体の利益活動（親睦活動）でないか</li> <li>特定の個人や団体の活動にとどまらず、多くの住民が参画、交流できるか</li> <li>趣味、娯楽が主目的の活動でないか</li> </ul>					
② 地域的 必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>北見市総合計画で掲げる自治区のめざす方向性に合致している事業か</li> <li>地域にとって有益な事業か</li> <li>地域住民が関心を持てる事業であるか</li> </ul>					
③ 地域 貢献度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源（歴史・文化・自然・環境など）が生かされているか</li> <li>地域の課題をとらえ解決する活動であるか</li> <li>地域の活性化につながると考えられるか</li> </ul>					
④ 実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画内容、実施体制、収支計画が十分に検討されているか</li> <li>事業の目的や内容がわかりやすく、はっきりしているか</li> <li>関係機関・団体等と必要な協議がなされているか</li> </ul>					
⑤ 地域への 波及度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が自ら考え、自ら実践する事業か</li> <li>地域住民への事業周知がされるか</li> <li>記憶に残り、今後の事業に対し波及効果が期待できる事業か</li> </ul>					
合 計						

## 評価点数基準（絶対評価）

3	大変良い	指標を満たし、特にすぐれた補助事業として他の活動団体のモデルとなる。
2	良い	指標を満たし、すぐれた補助事業として認めることが適当である。
1	普通	指標を概ね満たし、補助事業として問題ない。
0	良くない	指標を満たすことが困難で、補助事業として認めることが適当でない。